

見積参加希望業者 各位
(盛岡市内に本社を有する「電気・通信機器」の有資格者)

盛岡市長 内 館 茂

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得(以下「心得」という。)を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

- 1 随意契約見積対象事項
 - (1) 件 名 ワイヤレスアンプの購入
 - (2) 品名・規格・数量等 別紙仕様書のとおり
 - (3) 納入場所 暮らしの安全課
 - (4) 納入期間 契約締結日の翌日から 令和6年5月10日まで
- 2 契約条項を示す場所
盛岡市市民部暮らしの安全課
- 3 見積書提出の日時及び場所
令和6年4月12日(金) 9時00分から15時00分まで(箱入れ)
盛岡市役所本庁舎6階 暮らしの安全課
- 4 郵便または電話による見積
認めない。
- 5 契約書作成の要否
要 物品購入契約書による。(契約金額が50万円以下の場合は省略)
- 6 その他
 - (1) 見積回数
1回とする。(ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。)
 - (2) 見積書
見積書は心得第7第1項によるものとし 一括総額 で作成すること。決定も 一括総額 とする。
なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
 - (3) 見積の無効
心得第9に該当する見積は無効とする。
 - (4) 同等品の取り扱いについて

同等品による見積を希望する者は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し、令和6年4月9日（火）正午までにくらしの安全課まで申請すること。審査で合格しない製品での見積は無効とする。

(5) 見積の辞退

心得第11第2項の規定により、文書で辞退届を提出すること。

(6) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和6年4月9日(火) 正午までに電子メール又は文書（ファックス可）によりくらしの安全課あて提出すること。回答は、盛岡市公式ホームページ＞事業者の皆さんへ＞市の発注契約＞発注情報に令和6年4月11日（木）までに回答する。

電子メールアドレス kurasi@city.morioka.iwate.jp

盛岡市市民部くらしの安全課 Tel 019-603-8008、Fax 019-622-6211